

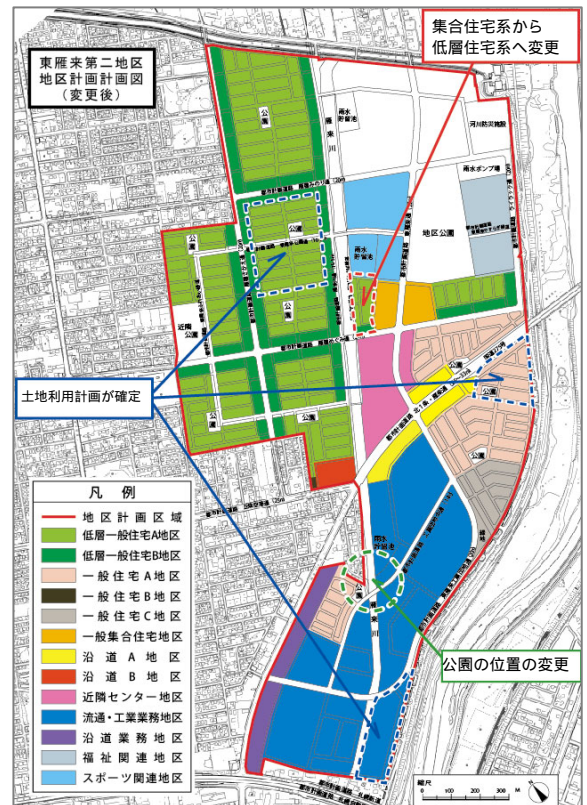
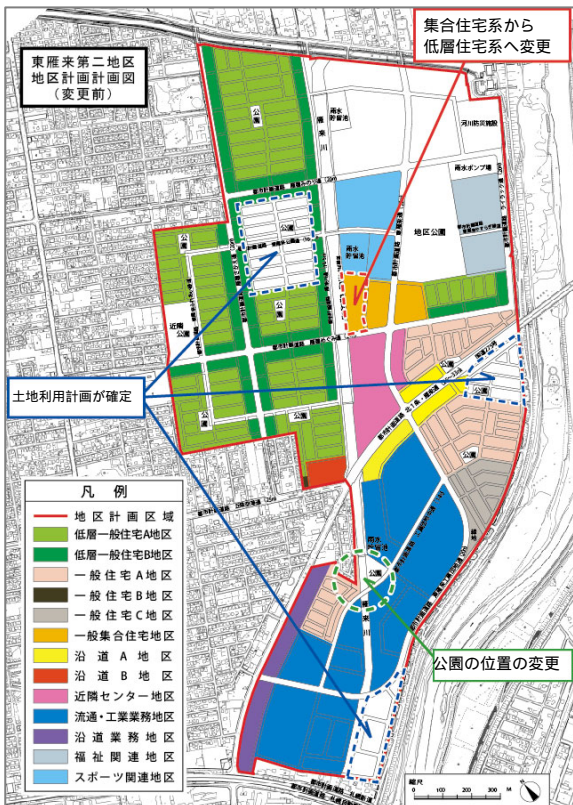
東雁来第二地区地区計画の変更について



1 都市計画変更の内容

地区計画の変更

- (1) 名称：東雁来第二地区地区計画
- (2) 位置：札幌市東区東雁来6条2丁目、8条2丁目、東雁来町及び東苗穂町の各一部
《現在、札幌市施行の土地区画整理事業が行なわれている区域、航空写真参照》
- (3) 変更内容：下図のとおり



2 経緯

- 東雁来第二地区については、平成7年10月に市街化区域に編入され、その際に土地利用が確定していないことから用途地域等が暫定的に指定していた。
- 当地区については平成8年度から土地区画整理事業が始まり、事業の進捗状況にあわせて、用途地域等の変更を行っている。(平成14年3月：用途地域等の変更及び地区計画の決定、平成17年3月：用途地域等の変更及び地区計画の変更)
- 平成23年6月には、第3回事業計画変更が行われた。

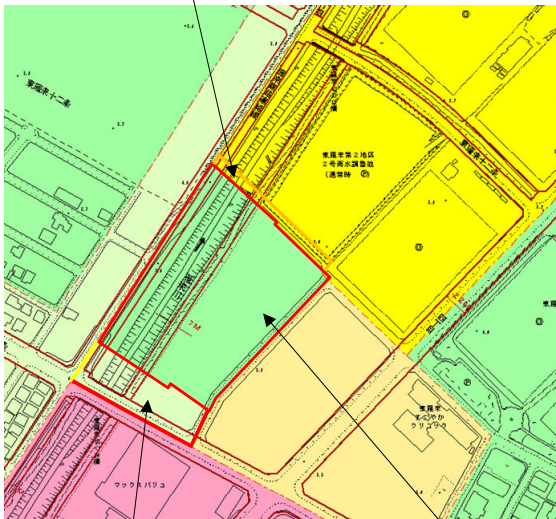
3 理由

- 土地区画整理事業が進み、新たに土地利用計画が確定した区域について良好な市街地環境を維持保全していくため
- 土地区画整理事業の事業計画の変更に伴う公共施設の配置の変更にあわせて、地区整備計画の区域を整理するため

[参考]

事業計画の変更に伴い、土地利用計画が確定し、用途地域等の変更が必要になった箇所

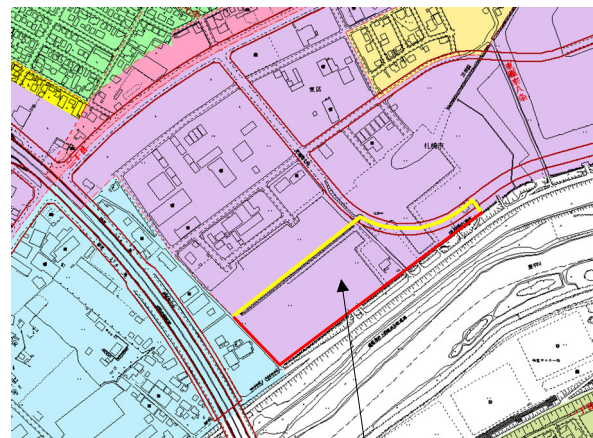
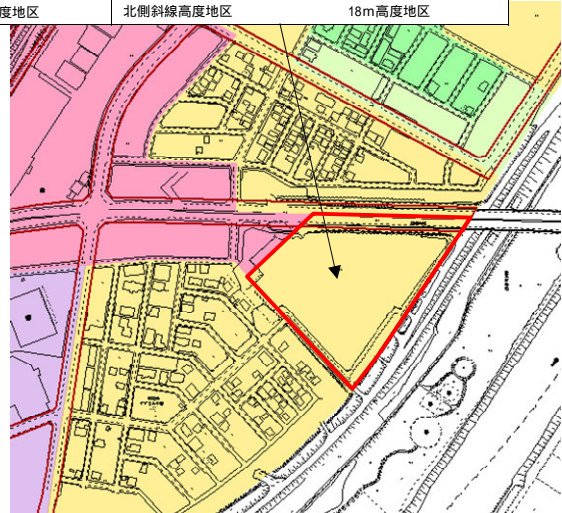
用途地域	第一種住居地域 (200/60)	第二種住居地域 (200/60)
高度地区	33m高度地区	18m高度地区



用途地域	第一種住居地域 (200/60)	第一種低層住居専用地域 (80/40)
特別用途地区	指定なし	戸建住環境保全地区
高度地区	33m高度地区	北側斜線高度地区

用途地域	第一種住居地域 (200/60)	第二種低層住居専用地域 (80/50)
高度地区	33m高度地区	北側斜線高度地区

用途地域	第一種低層住居専用地域 (80/40)	第一種住居地域 (200/60)
特別用途地区	戸建住環境保全地区	なし
高度地区	北側斜線高度地区	18m高度地区



用途地域	工業専用地域 (200/60)	準工業地域 (200/60)
特別用途地区	なし	特別工業地区